

巻頭言

最近、人間の遺伝子を構成する三十億の塩基配列の概要がほぼ解明されたということが発表されました。これにより、遺伝子の研究が飛躍的に進展し、様々な疾病の原因が解明され、新たな診断・予防法や治療法が発見されることが期待されます。このように、近年のライフサイエンス（生命科学）の発展にはめざましいものがあり、二十一世紀は生命科学の時代であるといわれるほどです。

一方、生命現象の解明が進み新たな技術が開発されるにしたがい、その成果をどこまで人間に適用するべきかという生命倫理の問題を検討する必要が生じています。一つの代表例がクローリン技術に関する問題です。平成九年二月、英国において、既に存在しているヒツジと全く同一の遺伝子を持つクローリン羊「ドリー」が誕生したことが発表され、この技術が人間に応用されるのではないかとの議論が起きました。その年のデンバー・サミットでも各国がクローリン人間産生の禁止のための国内措置を行うべきことが声明に盛り込まれました。我が国では、人のクローリン産生に関する研究に対して政府資金を配分しない方針を打ち出すとともに、科学技術会議に生命倫理委員会が設置され、二年余りの検討の後、平成十一年十二月にクローリン人間の産生に対して罰則を伴う法律で規制すべきことが決定されました。このような検討を基に、昨年十一月、「ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律」が成立しました。

この法律は、クローリン人間の産生を刑罰をもつて禁じていますが、その理由は何なのでしょうか。

クローリン技術によって生まれてくる子どもは、遺伝的には既に存在している人と同じであるため、親子関係、家族関係に混乱をもたらす恐れがあります。



文部科学大臣
町村 信孝



らします。また、ある人と遺伝的に全く同一の人在意図的に産み出す」ということは、特定の遺伝形質を持つ人を選んで産み出し、人の「育種」や「道具化」につながることも考えられます。さらに、クローリン技術は、無性生殖によって子孫を作る技術であり、受精という男女両性のかかわりの中で子どもの遺伝子が偶然決まる（親に似ていても全く同じではない）という人の生命的誕生の基本原則から著しく逸脱するものです。すべての人はどの人とも同じではなく、互いの個性を尊重し、生きる権利を認めあうことによって人間らしい社会を形成できるのではないでしょうか。このようにクローリン技術は人の尊厳の保持等に重大な影響を与えることから、法律によってクローリン人間を産生することが許されないことを明らかにしたものです。

最近、海外におけるクローリン人間計画が報道されました。たとえ海外であっても、クローリン人間の産生はこの法律の趣旨に反し、好ましいこととはいえない。総理からの強いご指示があり、先日笹川科学技術政策担当大臣と私とで談話を発表しました。国民の皆様にはこのような計画にかかるとのないよう強くお願ひしたいと思います。また、クローリン人間産生の禁止は国際的に協調していくことが重要であり、我が国としても各国に働きかけていくたいと考えています。

ライフサイエンスの進歩に伴つて、クローリン技術をはじめ様々な生命倫理の問題が生じてくる可能性があります。文部科学省としては、一つ一つの問題に真剣に取り組み、その解決を図つて真にライフサイエンスの進歩がもたらす大きな恩恵が享受できるよう努力して参ります。

ライフサイエンスの進展と 生命倫理問題